# 島根県報

平成23年３月31日（木）
号外 第９１号
(毎週火・金曜日発行)
http://www.pref.shimane.lg.jp/


## 目　　次

【規　則】

島根県行政組織規則の一部を改正する規則　（人　事　課）　２

## 公布された条例等のあらまし

**◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則**（規則第46号）

１　規則の概要

⑴　平成23年度組織改正を次のように行うこととした。

ア　本庁

| 部 | 課等 | 改正の概要 |
|---|---|---|
| 総務部 | 総務事務センター | 設置 |
| 環境生活部 | 消費生活室 | 消費生活室を「消費とくらしの安全室」に改称 |
| 健康福祉部 | 医療政策課 | 「がん対策推進室」を設置 |
| 商工労働部 | 観光振興課 | 「神々の国プロジェクト推進室」を設置 |
| 出納局 | 会計課 | 「物品調達室」を廃止 |

イ　地方機関

| 部 | 事務所等 | 改正の概要 |
|---|---|---|
| 総務部 | 公文書センター | 設置 |
| 農林水産部<br>商工労働部 | 農業技術センター<br>産業技術センター | 農業技術センター加工研究部と産業技術センター浜田技術センターを統合 |

⑵　その他所要の改正

２　施行期日

平成23年４月１日から施行することとした。

# 規　　　　則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年３月31日

島根県知事　溝　口　善兵衛

**島根県規則第46号**

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第４条中「すべて」を「全て」に改める。

第12条第１項中「又は室」を「、室又はセンター」に改め、同項の表政策企画局の部秘書課の項中「総務スタッフ」を「総務グループ」に改め、同表総務部の部総務課の項中「情報公開グループ」を「情報公開・公益法人制度改革スタッフ」に改め、同部管財課の項中「県有財産活用推進スタッフ」を「県有施設管理改革スタッフ」に改め、同部営繕課の項中「、県有建物点検指導スタッフ」を削り、同部に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 総務事務センター | 統括スタッフ、給与管理グループ、旅費管理グループ、物品調達グループ、経理第一グループ、経理第二グループ、経理第三グループ |

第12条第１項の表環境生活部の部環境生活総務課の項中「企画調整・安全安心スタッフ」を「企画調整スタッフ」に改め、同部環境政策課の項中「環境企画グループ」を「環境調整スタッフ、環境企画グループ」に改め、同表健康福祉部の部医療政策課の項中「、がん対策スタッフ」を削り、同部健康推進課の項中「医療保険・医療事務指導スタッフ」の次に「、歯科保健推進スタッフ」を加え、同部高齢者福祉課の項中「高齢社会・援護恩給グループ」の次に「、計画策定スタッフ」を加え、同表商工労働部の部商工政策課の項中「政策企画スタッフ」を「調整スタッフ」に改め、同部観光振興課

の項中「観光宣伝グループ、観光戦略スタッフ、観光プロジェクトスタッフ」を「国際観光グループ、誘客推進グループ」に改め、同部産業振興課の項中「戦略プロジェクトグループ」の次に「、産学官連携グループ」を加え、同部企業立地課の項中「企画推進グループ、立地支援グループ、企業誘致スタッフ」を「立地推進第一グループ、立地推進第二グループ、企業誘致戦略スタッフ」に改め、同表土木部の部用地対策課の項中「収用管理グループ」を「収用管理スタッフ」に改め、同部道路維持課の項中「管理連携・長寿命化スタッフ、」を削り、「市町村道グループ」の次に「、管理連携・長寿命化スタッフ」を加え、同部道路建設課の項中「、企画調査グループ」を削り、同部高速道路推進課の項中「高速道企画グループ、高速道調整グループ」を「高速道推進グループ、高速道調整グループ、道路企画調査グループ」に改め、同部河川課の項中「企画防災グループ」を「企画調査グループ、防災グループ」に改め、同部下水道推進課の項中「、計画推進スタッフ」を削り、同条第２項の表以外の部分中「グループ」の次に「又はスタッフ」を加え、同条第５項の表環境生活総務課の項中「消費生活室」を「消費とくらしの安全室」に改め、同表人権同和対策課の項中「啓発スタッフ、研修スタッフ」を「啓発・研修グループ」に改め、同表医療政策課の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 医療政策課 | がん対策推進室 | |
| | 医師確保対策室 | |

第12条第５項の表水産課の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 観光振興課 | 神々の国プロジェクト推進室 | 総務スタッフ、情報発信グループ、イベントグループ、観光地づくりグループ |

第12条第５項の表会計課の項を削る。

第14条第１項の表政策企画局の部政策企画監室の項中第８号を第９号とし、第３号から第７号までを１号ずつ繰り下げ、第２号の次に次の１号を加える。

⑶　石見地域振興に関すること。

第14条第１項の表総務部の部総務課の項第７号を次のように改める。

⑺　公文書及び公印の管理並びに逓送に関すること。

第14条第１項の表総務部の部総務課の項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の１号を加える。

⑾　公文書センターに関すること。

第14条第１項の表総務部の部管財課の項に次の１号を加える。

⑼　県有建物の総合的な管理に関すること。

第14条第１項の表総務部の部に次のように加える。

総務事務センター

⑴　総務事務の集中処理化に関すること。

⑵　旅費の支給に関すること。

⑶　給与の支給に関すること。

⑷　物品等の調達に関すること。

⑸　収入及び支出事務に関すること。

第14条第１項の表地域振興部の部地域政策課の項第３号中「総合保養地域及び」を削り、同表環境生活部の部環境生活総務課の項中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号から第７号までを１号ずつ繰り上げ、同項第８号中「消費生活室」を「消費とくらしの安全室」に改め、同号を同項第７号とし、同項第９号中「消費生活室」を「消費とくらしの安全室」に改め、同号を同項第８号とし、同項第10号中「消費生活室」を「消費とくらしの安全室」に改め、同号を同項第９号とし、同項第11号中「消費生活室」を「消費とくらしの安全室」に改め、同号を同項第10号とし、同項第12号中「消費生活室」を「消費とくらしの安全室」に改め、同号を同項第11号とし、同項に次の１号を加える。

⑿　犯罪のない安全で安心なまちづくりに関すること（消費とくらしの安全室）。

第14条第１項の表環境生活部の部自然環境課の項第９号を削り、同部環境政策課の項第14号を次のように改める。

⒁　宍道湖・中海のラムサール条約に関すること（宍道湖・中海対策推進室）。

第14条第１項の表健康福祉部の部医療政策課の項に次の１号を加える。

⑼　がん対策の推進及び総合調整に関すること（がん対策推進室）。

第14条第１項の表健康福祉部の部高齢者福祉課の項第４号中「進行管理」を「策定」に改め、同表農林水産部の部農畜産振興課の項第３号を削り、同項第４号中「水田農業構造改革対策」を「農業者戸別所得補償制度」に改め、同号を同項第３号とし、同項中第５号を第４号とし、第６号から第８号までを１号ずつ繰り上げ、同項第９号中「環境にやさしい農業及び有機農業」を「有機農業及び環境にやさしい農業」に改め、同号を同項第８号とし、同項中第10号を第９号とし、第11号から第17号までを１号ずつ繰り上げ、同部水産課の項中第26号を削り、第25号を第26号とし、第14号から第24号までを１号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の１号を加える。

⒁　漁業共済に関すること。

第14条第１項の表商工労働部の部観光振興課の項中第５号を第６号とし、第２号から第４号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　神々の国しまねプロジェクトの推進に関すること（神々の国プロジェクト推進室）。

第14条第１項の表商工労働部の部中小企業課の項中第21号を第22号とし、第３号から第20号までを１号ずつ繰り下げ、第２号の次に次の１号を加える。

⑶　中小企業育成振興資金に関すること。

第14条第１項の表土木部の部用地対策課の項第６号中「の統括」を削り、「こと」の次に「（他課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同部道路建設課の項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号を第２号とし、同部高速道路推進課の項に次の１号を加える。

⑶　道路の企画、調査、計画及びその調整に関すること。

第14条第１項の表出納局の部会計課の項第３号中「調達、」を削る。

第15条中「課等」の次に「及び第12条第２項の規定により置かれた課」を加える。

第16条第１項の表課の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| センター | センター長 | 上司の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |

第16条第２項の表中

「

| | |
|---|---|
| 危機管理監 | 上司の命を受け、部又は局の事務のうち、特定の重要な施策に係る事務を掌理する。 |

」を

「

| | |
|---|---|
| 理事 | 上司の命を受け、部又は局の事務のうち、特定の重要な施策に係る事務を掌理する。 |
| 危機管理監 | |

」に改める。

第17条の表総務部の主管に属する機関の部中「県民センター」を「県民センター<br>公文書センター」に改める。

第22条の次に次の１条を加える。

（公文書センター）

**第22条の２**　島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年島根県条例第３号）第４条の規定により設置された公文書センターは、松江市に置く。

２　公文書センターの所掌事務は、次のとおりとする。

特定歴史公文書等の保存、一般の利用等に関すること。

第23条第３項の表産業振興部の項中「企業誘致スタッフ」を「産業振興スタッフ」に改める。

第25条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　消防学校に総務担当及び教務グループを置く。

第36条第３項の表松江保健所の部環境衛生部の項中「、地域環境改善スタッフ」を削り、同条第４項の表環境衛生部の項中第30号を第31号とし、第20号から第29号までを１号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の１号を加える。

⒇　地球環境保全に関すること。

第47条第１項中「、経営の合理化及び農産物等の加工」を「及び経営の合理化」に改め、同条第２項ただし書を削り、同条第３項の表加工研究部の項を削り、同条第５項の表加工研究部の項を削る。

第55条第２項中「及び栽培漁業スタッフ」を削り、同条第３項の表中

「

| | |
|---|---|
| 内水面浅海部 | 企画広報スタッフ、内水面グループ、浅海グループ |
| | 栽培漁業スタッフ |

」を

「

| | |
|---|---|
| 内水面浅海部 | 企画広報スタッフ、内水面グループ、浅海グループ |

」に

改め、同条第４項の表栽培漁業スタッフの項を削る。

第61条第２項の表プロジェクト推進部の項中「情報通信技術技術開発プロジェクトチーム」を「ＩＣＴ技術開発プロジェクトチーム」に改め、同条第４項中「総合支援グループ及び研究開発グループ」を「無機材料・資源グループ、食品技術グループ、農林水産素材加工グループ及び機械・電機・環境グループ」に改め、同条第５項第２号中「無機材料」を「窯業及び無機材料」に改め、同項第10号及び第11号を次のように改める。

⑽　農林水産物その他の食品の加工技術及び製造管理に関する調査、研究開発、試験及び指導に関すること。

⑾　農林水産物の加工技術に関する情報の収集及び提供並びに加工品の流通技術の試験研究、調査及び技術移転に関すること。

第63条第１項の表松江高等技術校の項、浜田高等技術校の項及び益田高等技術校の項を削り、同条第２項の表を次のように改める。

| 高等技術校 | グループ又はスタッフ |
|---|---|
| 出雲高等技術校 | 総務グループ、指導グループ |
| 東部高等技術校 | 総務グループ、指導第一グループ、指導第二グループ、産業人材育成スタッフ、障がい者訓練スタッフ |
| 西部高等技術校 | 総務グループ、指導グループ |

第63条第３項第４号中「浜田高等技術校、益田高等技術校及び」を削る。

第64条第２項の表松江県土整備事務所の部農林工務部の項中「ほ場整備グループ」を「ほ場整備第一グループ、ほ場整備第二グループ」に改め、「、水利グループ」を削り、同表出雲県土整備事務所の部業務部の項中「街路用地スタッフ」を「高速・街路用地スタッフ」に改め、同部農林工務部の項中「ほ場整備グループ」を「水利グループ」に改め、同表県央県土整備事務所の部中

「

| |
|---|
| 技術管理スタッフ、高速道路用地スタッフ |

」を「

| |
|---|
| 技術管理スタッフ |

」に改め、

同表浜田県土整備事務所の部維持管理部の項中「御部・大長見ダム管理グループ」の次に「、八戸ダム管理グループ」を加え、同条第４項の表以外の部分中「グループ」の次に「又はスタッフ」を加え、同項の表中

「

| |
|---|
| グループ |

」を「

| |
|---|
| グループ又はスタッフ |

」に

」　」

改め、同表松江県土整備事務所広瀬土木事業所の項中「管理グループ」の次に「、布部ダム管理グループ」を加え、同表県央県土整備事務所大田事業所の項中「河港砂防グループ」の次に「、高速道路用地スタッフ」を加え、同条第５項の表松江県土整備事務所広瀬土木事業所の部を削り、同表浜田県土整備事務所維持管理部の部浜田県土整備事務所八戸ダム管理所の項を削り、同条第６項の表維持管理部の項各号列記以外の部分中「、第19号及び第20号に規定する事務のうちダム管理所の所掌に属するもの、」を「、」に、「（第４号に係るものに限る。）並びに」を「（第４号に係るものに限る。）及び」に、「第６号」を「第５号」に、「属するもの並びに」を「属するもの、第22号に規定する事務（第４号に係るものに限る。）並びに」に改め、同表土木工務部の項第１号中「次号」を「第３号」に改める。

第66条第３項の表工務部の項中「、第五大橋第三グループ、第五大橋第四グループ」を削る。

第68条第３項中「維持管理グループ」を「業務グループ、施設グループ」に改め、同条中第４項を削り、第５項を第４項とする。

第69条第１項の表地方機関の内部組織等の部グループの項中「、資源環境研究部及び加工研究部」を「及び資源環境研究部」に改め、同条第２項の表中

「

| | | |
|---|---|---|
| 消防学校 | 教頭 | 校長を補佐する。 |
| 出雲高等技術校 | | |

を

」

「

| | | |
|---|---|---|
| 消防学校 | 副校長 | 校長を補佐する。 |
| 出雲高等技術校 | 教頭 | |
| 東部高等技術校 | | |

に

」

改める。

附則第３項の表県有財産活用推進スタッフの項及び企画調整・安全安心スタッフの項を削り、同表行政改革推進室の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 神々の国プロジェクト推進室 | 平成26年３月31日 |

附則第３項の表情報産業振興室の項中「平成23年３月31日」を「平成26年３月31日」に改める。

**附　則**

この規則は、平成23年４月１日から施行する。